

第1 監査の対象

公共下水道南部ポンプ場増設工事

第2 監査の期間

平成29年12月11日から平成30年2月6日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、本工事に係る設計、契約及び施工が関係法令等に基づき適正に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は次のとおり主な着眼点を設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 設計

- (1) 設計図書(仕様書・図面・設計内訳書等)は、的確に作成されているか。
- (2) 設計金額の算出根拠(数量・単価・歩掛等)は、適正か。
- (3) 工期の設定は、適正に行われているか。

2 契約

- (1) 契約の方法及び手続は、適正に行われているか。
- (2) 契約保証金の取扱いは、適正に行われているか。

3 施工

- (1) 工事は、契約書、設計図書、法令等に基づき適正に施工されているか。
- (2) 現場の安全対策は、適切に行われているか。
- (3) 各種承諾図書、工事記録写真等の書類は、整備されているか。
- (4) 工事は、計画どおり行われているか。
- (5) 各種検査、材料検査等は、適正に行われているか。

第4 監査の結果

本工事に係る設計、契約及び施工については、おおむね適正に行われていると認めた。

第5 工事の概要

1 概況

本工事は、松河戸土地区画整理事業及び公共下水道整備事業の進捗に伴う雨水流出量の増加により、松河戸排水区の雨水排水を目的として供用開始されている南部ポンプ場の排水能力が不足することから、ポンプ排水量 $14.5 \text{ m}^3/\text{秒}$ の増設工事を行い、全体の排水量を $29.0 \text{ m}^3/\text{秒}$ とするものである。

工事内容は、南部ポンプ場の増設における土木工事及び建築工事を施工するもので、全体の整備事業は平成30年度末までに完了し、平成31年度より供用開始を予定している。

整備方針は、既設ポンプ場の南側に隣接して設置するため、既存の建築物の増改築にかかる影響を考慮するとともに、東日本大震災を教訓とした耐震対策がとられたものとなっている。

また、周辺地域には住宅も多く、ポンプ設備は低騒音・低振動の設備とするなど騒音・振動が敷地外に影響を及ぼさないよう配慮している。

2 整備の内容

(1) 敷地面積 $5,496.53 \text{ m}^2$

(2) ポンプ場（増設）

土木構造物	鉄筋コンクリート造
沈砂池	$5.0\text{m} \times 17.4\text{m} \times 5.8\text{m} \times 3$ 池
ポンプ井	$15.9\text{m} \times 13.1\text{m} \times 8.5\text{m} \times 1$ 槽
建築構造物（ポンプ棟）	
鉄筋コンクリート造	地上3階
建築面積	712.77 m^2

(3) 進 捗 率 60.0% (平成 30 年 1 月 15 日現在)

3 契約内容

(1) 契約締結年月日 平成 28 年 7 月 22 日

(2) 契約工期 平成 28 年 7 月 25 日から平成 30 年 12 月 13 日

(3) 契約金額 1,038,960,000 円

(4) 受注者 TSUCHIYA・松原特定建設工事共同企業体